



4 月 20 日の避難状況（朝日地域交流センター）

避難車両は約360台に上りました。これに対し、各避難経路や避難場所に町職員を配置して誘導にあたらせたとことから、大きな混乱を生じることなく避難を完了できたものと認識しております。

しかしながら、一部で路上駐車による交通の妨げとなる箇所が見られましたし、避難者の増加による渋滞なども想定されますので、今後の大規模な避難に円滑に対応できるよう改善を進めてまいります。

また、この度の地震に伴いまして、同日19時30分から4月27日17時までを対象期間とする「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されました。

これは、日本海溝・千島海溝周辺において、さらなる巨大地震が発生

する可能性が平時よりも高まっていることをお知らせするもので、昨年12月に続く発表となりました。

町の対応としては、防災LINEやメール、町ホームページによる注意喚起を行ったほか、津波浸水想定区域の住民の皆さまには啓発チラシを全戸配布し、確実な備えを呼びかけました。

あわせて、対象期間中の万が一の事態に備え、役場庁舎、本町多目的交流センター、泊津生活館、節婦体育館、大狩部生活センターの5カ所を自主避難所として即座に開設できるように、警戒体制を維持しました。

今回の地震による人的・物的な被害は発生しておらず、電気・水道などのライフラインや交通機能にも大きな影響は生じませんでした。

また、多くの町民の皆さまが迅速に避難行動を取られたことは、東日本大震災の教訓や、これまでの津波避難訓練の積み重ねによる成果であると感じております。

しかしながら、昨年から津波警報を伴う地震が頻発しており、いつ、どのような形で大地震が起こるか予測を許さない状況にありますので、今後の備えとして、避難所の運営体制の充実や要配慮者への支援、車両避難のルールづくりなど、取り組むべき課題は数多くあると感じております。

これに令和2年10月2日から支払い済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いが命じられました。

町は和解案の内容とほぼ同額であったこと、将来的な治療費に対する負担は無いことなど、当方の主張が概ね受け入れられたことから、判決に対し控訴しない考えを固め、生徒Bも同様に控訴しない意向を確認していたところ、控訴期限である6月8日までに原告からの控訴の意向がなく、判決が確定となりました。

なお、遅延損害金を含めた損害賠償金は、町加入の総合賠償補償保険から支払われることとなります。

また、連帯して支払いを求められている生徒Bとの負担割合については、学校管理下での事故であり、生徒Bが故意に起こしたことでないことから、町は全額負担する考えであり、保険の対応となることも確認しております。

一連の事故に係る対応については、これを持ちまして終結となりますが、事故発生の予見、注意義務など反省すべき点も多く、原告生徒、ならびに被告となった生徒の心にも大きな傷を負わせてしまったことに対し、改めてお詫び申し上げますとともに、教育委員会を通じて学校運営に一層の注意を払うよう指示をしているところであり、事故の再発防止に努めてく所存であります。

これら課題の解決にあたりましては、行政の取り組みはもとより、地域の実情を最も把握されている自治会の皆様の「共助」の力が不可欠であります。

町としても、各自治会との連携をさらに強め、命を守る防災体制を充実していく所存でありますので、町民の皆さまにおかれましては、「すぐに逃げられる備え」や「非常持ち出し品の準備」など、日頃からの防災意識を一段と高めていただき、また、ようお願い申し上げます。

本年度も10月上旬に津波避難訓練を実施する予定でございますが、この度の経験と教訓を踏まえ、より実践的な訓練となるよう工夫していきますので、住民の皆さまの積極的な参加をお願い申し上げます。

5 国保診療所常勤医師の就任見送りについて

本年5月1日付で採用を予定しておりました本江正臣医師につきましては、3月下旬より整形外科的疾患による体調不良が続いており、療養に一定の期間を要することから、一度は1カ月間の採用延期を決定したところであります。

しかしながら、4月下旬においても症状の回復が見られず、残念ながら採用を辞退したい旨の申し出がありましたので、ご報告します。

教育長行政報告

1 町立学校の適正規模・適正配置および施設整備方針について

昨年第3回定例会、町長の行政報告において、教育環境の質を高め、子ども達の健やかな成長を支える基盤づくりのため、老朽化が進む小中学校の改築について、北星町開発用地の一部を新たな学校用地の候補地として協議することが報告されました。

第4回定例会において私の教育行政報告で、「町立学校あり方検討委員会」を設置し、学校改築に向けた協議を始めたこと、新年度には協議結果についてお示しするとしていたところであります。

学校改築協議に向け、私から「町立学校あり方検討委員会」に対し、三つの項目について諮問いたしました。

一つ目、町立学校の施設整備のあり方に関すること。
二つ目、小中学校の再編改築整備に関すること。具体的には学校種、改築場所に関すること。
三つ目、新しい学校づくりに関すること。

についてです。検討委員会からは全4回の会議を経て、諮問した三つの項目に対してそれぞれ答申があり

町としましては、引き続き常勤医師の確保に向けて全力で取り組むとともに、関係各所の応援医師の皆さまのご協力を仰ぎながら、外来診療および休日夜間当直体制の維持に最大限努める所存です。

町民の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6 令和2年10月2日発生の新冠中学校生徒負傷事故の裁判に係る判決

本件は、令和2年10月2日、新冠中学校の特別活動の時間に発生した事故により、生徒Aが歯の一部を破折したケガに対し、生徒Aが原告となり、新冠町および生徒Bに対し令和7年7月15日に訴状が提出され、213万1645円の損害賠償が求められた訴訟であり、昨年第3回定例会において、町が被告となった旨の行政報告をしていたところであり

事故の詳細は、令和2年10月2日午後2時30分頃、中学校1学年において特別活動の時間を使い、学年レクレーションとしてテレビ番組を模した鬼ごっこを実施していた際、鬼役となった先生から逃げるため、生徒Aを含む生徒数名が図書室にいたところ、椅子を持っていた生徒Bに他の生徒がぶつかり、手に持っていた椅子を放してしまい、その椅子が

ました。

教育委員会ではこの答申を受け、次のとおり町立学校の適正規模・適正配置及び施設整備方針といたしました。

一つ目の町立学校の施設整備のあり方に関することについては、目指す学校の姿を次のとおりとします。

新冠町の教育における上位計画である新冠町教育大綱に示した基本理念『生きる力を育み ふるさと愛を深める 新冠の教育』に基づき『ふるさと新冠』を感じられる特色ある学び舎を目指します。

二つ目の小中学校の再編改築整備に関することについては、次のとおりとします。

○建物の棟数は小中学校で1棟とする。

○建物の規模は現小学校を基本とし、校庭、グラウンド、遊具他付帯施設についても現在の学校規模を参考に下回ることのないよう考慮する。

○学校プール、スクールバス保管車庫、児童館機能などについても効率的な運営が可能となるよう改築の全体構想に含めて協議を進める。

「新たな学校の学校種」については、目指す学校の姿である『ふるさと新冠』を感じられる特色ある学び舎を実現するため、学習力リキラム

生徒Aに当たり発生したものであります。

訴状提出後、6回に亘る弁論準備期日が開かれ原告、被告双方が主張を述べ合いました。

学校設置者である町は、学校内で特別活動の時間として実施したレクレーション中の事故であることから、国家賠償法に基づく責任を認め、責任論については争わないという事故発生時からの一貫した考えで対応する一方、原告が主張する歯科受診以外の治療費や将来に亘る治療費、通院慰謝料については認めず、これについては争うとの見解で代理弁護士と共に取り進めてまいりました。

判決に至るまでの間、町は代理弁護士を通じて医師の意見書を取り、将来的なインプラント治療の可能性、事故発生後の治療経過措置期間の見解など、原告の主張に対抗する準備を整えてきました。

令和8年3月9日に裁判所にて開かれた進行協議の中で、裁判所から和解案として、25万円を被告が原告に支払う旨の提示があり、町および生徒Bはこの和解案に応じる意向で3月26日の最終弁論準備期日に臨みましたが、原告は和解案に応じず、和解協議は打ち切れ弁論終結し、判決へ移行することとなりました。

5月21日の判決では被告らは原告に対し連帯して25万427円および